

令和5年度 調布市障害者地域自立支援協議会  
第1回全体会 議事録

開催日 令和5年7月26日(水)午後2時30分～4時30分  
場所 調布市市民プラザあくろす あくろすホール  
出席委員 谷内委員, 丸山委員, 山本委員, 梅景委員, 樋川委員, 石井委員, 渡辺委員, 加藤委員,  
井村委員, 江口委員, 愛沢委員, 進藤委員, 江頭委員, 市橋委員, 内海委員, 名古屋委員,  
木内委員, 堀江委員, 円館委員, 栗城委員, 田島委員 (21名)  
欠席委員 荻本委員, 坂口委員 (2名)  
傍聴者 9名

## 1 開会

### ■事務局

それでは、定刻になりましたので、これから令和5年度第1回調布市障害者地域自立支援協議会を開催させていただきます。司会を務めさせていただきます、よろしくお願いします。

初めに、お手元の資料のほうを確認させていただきます。

事前に委員の皆さまに遅らせていただきましたが、本日の次第と、資料1から8まで、あと参考資料の1, さらに冊子のほうになっているかと思えます。ご確認くださいと思います。冊子ですが、令和4年度の自立支援協議会の報告書となります。会場に本日お持ちでない方がいらっしゃれば、事務局のほうにお声掛けください。また、他に資料がない方がいましたら、事務局のほうにお声掛けいただければと思います。皆さん、お手元に資料のほうをご準備いただけましたかね。また、本会議の委員の皆さまに、市から委嘱状のほうを机のほうに置かせていただきました。こちらについても併せてご確認ください。

では初めに、この自立支援協議会は、検討過程においても広く市民に公表するために、より開かれた形で検討を進めていくため、傍聴者の受け入れと議事録の公開を行いたいと考えております。議事録の公開に当たっては、各委員の発言に関して、各委員のお名前は伏せた状態で、どの委員からのご発言かということは特定されない状況で掲載する予定です。またご発言の中で、ご自身の体験談など個人の情報に関わることにしても、こちらの判断で削除した上で公開させていただく予定ですので、そちらについてもご了承いただければと思います。最初に傍聴者の受け入れと議事録の公開について、ご了承いただければと思いますのでよろしくお願いします。

## 2 福祉健康部参事あいさつ

### ■事務局

では、ここから次第にそって進めさせていただきますので、よろしくお願いします。続きまして、調布市健康福祉部風間参事よりごあいさついただければと思います。よろしくお願いいたします。

## ■風間参事

調布市福祉健康部参事という役職でございます、風間と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年度調布市障害者地域自立支援協議会の第1回全体会の開催に当たり、一言ごあいさつをさせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、本協議会委員にご就任いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から調布市の障害福祉行政にご尽力を賜りまして、重ねて熱く御礼申し上げます。

調布市では平成18年度にこの自立支援協議会を立ち上げ、今年で18年目を迎えました。当事者の方に加えさまざまな立場や職種の方々からご意見を頂ける、大変貴重な場となっております。この協議会での議論、また経験から市の施策形成につながり、事業化に至ったものも数多くあります。

今年度は現行の調布市障害者総合計画が終了を迎える年であり、来年度以降の新たな計画について、昨年度から検討を開始しておりますが、検討に当たってはこの自立支援協議会からの次期計画へ向けた大きく3点の提言を頂きました。こうした提言は、既に今年度調布市災害福祉ネットワークの立ち上げや、調布市福祉人材育成センターでの障害当事者講師養成研修の新規実施という成果につながっております。

また調布市では今、障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会の機能を本協議会に付加しております。本日の議題にもありますが、来年4月から合理的配慮の提供が、事業者に対しても義務化されることを踏まえ、障害を理由とした差別の解消や共生社会の実現に向けて、相談事例や合理的配慮の好事例について委員の皆さまと共有させていただき、それを調べていくことで市全体として差別解消に向けて前進していきたいと考えております。

この自立支援協議会は、私どもにとってさまざまな立場の方の思いや考えを聞かせていただくことで、当事者の方からのさまざまなニーズを受け止め、普段の支援のあり方を改めて見つめ直す場であるとも認識しております。引き続き自立支援協議会を通して、福祉3計画の理念として掲げている、みんなが自分らしく安心してつながりを持って暮らし続けられる町の実現に向けて、障害福祉施策を推進していきたいと考えておりますので、皆さまのお力添えを頂きますようお願い申し上げます。冒頭の私からのごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

## 3 委員・事務局紹介

### ■事務局

風間参事、ありがとうございました。

続きまして、次第の3番に移ります。第1回目の全体会ということで、今回委員にご就任いただきました皆さまをご紹介させていただきます。議事全体の時間の都合もあり、事務局より所属とお名前のほうをご紹介させていただきます。なので、皆さまご了承ください。資料1の委員名簿のほうをご確認、併せてお手元にご用意いただければと思います。名簿の上から順に私のほうでご紹介させていただきます。

(省略。事務局より委員1名ずつ紹介)

皆さま、ご協力ありがとうございました。

続きまして、事務局からも簡単に自己紹介のほうをさせていただきます。後ろのほうをご確認いただければと思います。

(省略。事務局紹介)

事務局紹介は以上になります。各相談支援事業所の概要については、後ほどご紹介させていただきます。

#### 4 会長・副会長選出

##### ■事務局

では続きまして、次第の4番のほうに移らせていただきます。会長、副会長の選出に進みたいと思います。調布市の本会議の要項では、会長1名、副会長2名を、委員の選出するものとさせていただきます。本来委員の皆さまから立候補やご推薦を頂くところではあるんですが、よろしければ事務局より、昨年度に引き続き会長に谷内委員を、副委員長に丸山委員と山本委員のほうをご推薦させていただきたいと思います。事務局案についてご意見や、他の皆さまから立候補など、いらっしゃいますでしょうか。もし何かあればご発言いただければと思います。

(意見なし)

##### ■事務局

大丈夫ですかね。ありがとうございます。それでは、事務局の案のとおり会長に谷内委員、副会長に丸山委員、山本委員にそれぞれご就任いただくということで、ご異議がない方は拍手のほうをお願いいたします。

(拍手)

##### ■事務局

ありがとうございます。れでは、会長、副会長から一言ずつごあいさついただけますでしょうか。谷内会長からよろしくをお願いいたします。

##### ■谷内会長

皆さん、改めまして、こんにちは。昨年度に続いて今年度も会長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。本日7月26日ということで、あの事件からちょうど丸7年ということになります。今朝からNHKもニュースの中で報道を繰り返しておりますけれども、皆さまその後、どうでしょう、あの事件以降。私はあの事件で、やまゆり事件で多くの宿題を頂いたなと思いながら、毎年7月26日を迎えると、果たしてその宿題が自分で終えることができたかと考えておりますが、なかなかたくさんの宿題を頂いている気がします。

この1年も振り返ってみると、私、別の市の区分認定の審査員をさせていただく機会があつて、今もしているんですが、果たしてこの認定審査の方法でいいのかと。国が決めたシステムでそれぞれの市町村が動いているわけですけれども、これでいいのかなと思ひ。またその一方、私がやってる事業の利用者の方の後見人になったんですけれども、後見人になったんですがご本人の意思決定支援を、私、後見人としてどのようにご支援できてるのかなとか。ほんとにいろんなことを考えると、何が正解がよく分からないと思ひながら、いつもやまゆりの事件を思い返しております。

さらに今年度すごく厚生労働省も忙しくて、来年度の春には報酬改定が控えております。今、厚労省も多くの団体からヒアリングをしながら、次年度の予算等を決めていくという大切な時期に入っておりますけれども。調布市は福祉予算は非常に増加していきながら、多くを福祉の予算に回していただいているというご報告も以前ありましたけれども、国はなかなか渋いところがありまして、自立支援法ができて3倍ぐらいには膨れ上がっているのでしょうか。毎年毎年10%の伸び率で障害者予算が伸びております。そこを何とか抑えたいということで、国もあれやこれや次の報酬改定で締めてくるかと思うんですけれども。そんな中、ほんとに必要なサービスを調布市の中でどのように提供できるのかなというものは、この自立支援協議会での議論の大切なところだと思いますので、大切な時期にこの1年間皆さまと一緒に、調布市の福祉を考える機会を頂けたなと思ひますので、どうぞ1年間、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

続きまして、山本さん、お願ひできますか。

#### ■山本副会長

皆さん、こんにちは。副会長を拝命いたしました、山本でございます。津久井やまゆり園の件、今会長がおっしゃったとおりで、今日、私も同じような思ひで考えていました。先般、ちょっと調布市の福祉の歴史をたどる機会がございました。私がこの市役所に、従前の職場、役所入職したのが39年前になるんですかね。その時の例えば福祉の講座、予算的なものであるとか、あるいは市民のニーズにどれだけ応えているのかというようなことをちょっと調べながら、で、現在の到達点を考える時には、やはり大きく膨らんでいるなというふうに思っております。それも身障の各団体の障害者関連団体の皆さん、あるいは関係機関の皆さんがたゆまぬ努力をしてきただろうって、ちょっと年表に落としてみると、やっぱりいろんなサービスが、毎年とは言わないですけれども、何年かに1回は新しいサービスが増えてきている。ましてや平成18年度以降、自立支援法についてはいろんな批判もありましたけれども、唯一良かったって実感をしているのが、自立支援協議会が法制化、法の中に位置付けられ、それが機能して調布市の中では回ってきた、そういうことが大きいなというふうに思っています。

冒頭、参事のごあいさつにもありましたけれども、この協議会で皆さんが共に議論をして、データを集めて、それでまたそのデータを吟味して、やっぱりこれが必要だよねというふうな話になったものが、きちっと地域の中のサービスとして定着をしているというふうに考えています。先般もあんしんネットのご利用者が、そこで就労できなくて発見をしたというふうな方が、また新たに就労を果たして羽ばたいていったみたいな話も、個々の事例の中ではございますので。

やはり皆さんの議論がちゃんと実を結びながら、結実しているものというふうに考えています。今年度の協議会におきましても、ほんとに皆さんの率直かつ真摯なご議論の中で、新しいいろいろなニーズに応えられるようなものをつくり上げられればいいなというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

■谷内会長

丸山さん、お願いいたします。

■丸山副会長

副会長に指名されました，立教大学の丸山晃と申します。今日，とっても暑いです。誰も熱中症にならずにここに来ていることがすごいなと思いました。こんな暑い中でわざわざここに集まって準備しなければいけないっていうこと自体が，この障害者福祉の今の課題なんだと思います。その障害者福祉の基盤としての法律，障害者総合支援法という法律が，来年から改正されたものが施行されます。何年かに，3年に1回改正を見直しをされることになるんですが，地域の中でこの法律を使って暮らしていてもどうも合わないとか，どうも自分の希望とフィットしないという人は大勢いると思うんです。もっと言うと，法律を知らない人，もしくは知っていても触らない人，こういう人たちにどうアプローチしていくのかとか。障害があっても当たり前で暮らせる町にするためには，どうしたらいいんだろうっていうことを議論して，国もしくは東京都，そして市役所に皆さんの意見としてお届けできる会議になればいいなと思っています。究極的には，障害があってもこんな会議……こんなって失礼しました。こんな暑い中で会議しなくても，当たり前で暮らせる町になることが目標なので，皆さんの一人一人の経験とか思いをこの場でぜひ出していただけるよう，会長を支えていきたいと思っていますので，どうぞよろしくお願いいたします。

■谷内会長

ありがとうございました。

■事務局

ありがとうございました。では，ここから次第の5番の議事に入りますが，この後は谷内会長のほう，司会のほう，進行のほうをお願いいたします。

■谷内会長

承知しました。

## 5 議事

(1) 調布市障害者地域自立支援協議会について

(2) 令和5年度の活動スケジュールについて

■谷内会長

それでは，次第に基づいて進めてまいります。5番の議事に入ります。1番と2番，両方お願いしたいと思います。調布市障害者地域自立支援協議会についてと，併せて令和5年度の活動スケジュールについて，資料3と4になりますかね。事務局からよろしくお願いいたします。

■事務局

それでは、事務局の障害福祉課よりご説明させていただきます。資料の3と4、お手元にご準備いただけますでしょうか。まずは資料3からになります。調布市障害者自立支援協議会についてということで、この会の概要をご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、最初に確認させていただきます。

この自立支援協議会は、今お話にもありました障害者総合支援法第89条の3という規定で、設置することとされております。各自治体で設置ということとされておりますので、調布市と同様に近隣の自治体ですとか、東京都においてもこの自立支援協議会というものを置いております。

資料の3の下側、2番の所掌事項として、これは市の要綱でこういったことをこの自立支援協議会では、調布市では扱うということと定めております。その中で差別解消について差別解消支援地域協議会としての機能も、この自立支援協議会に調布市では併せて持たせることとされております。

裏面の3番をご覧ください。調布市の自立支援協議会の全体の体制図となっております。本日の皆さまの全体会が、一番上に位置付けられております。

その下に、調布市では3つのワーキングを設置しております。各ワーキングでは毎年度検討テーマを定めて、テーマに沿って全体会とは別に検討を進め、その内容を全体会に報告をしております。今年度の各ワーキングのテーマや活動については、この後の議事にて取り扱います。この全体会では各ワーキングの活動成果や報告を基に、市の施策や計画などへ反映させるための提言をまとめていきます。

この全体会とワーキングのやりとりが最もメインの機能となりますが、その下に各ワーキングの検討テーマを設定する運営会議ですとか、さらに下に市内の相談支援事業所で構成する、この相談支援事業所というのは、事務局の3か所の相談事業所以外も含む市内全ての事業所になります。こちらで構成する「サービスのあり方検討会」を通じて、個別の実際の事業所の支援の現場、相談支援の現場や、個別支援の会議から地域課題を抽出し、ボトムアップで吸い上げていく。それをまたワーキングや全体会での検討に反映させて、障害のある方も暮らしやすい地域づくりにつなげていくというのが、自立支援協議会全体の構図となっております。

続きまして、議事の(2)、資料4となります。令和5年度の活動スケジュールについて、ご説明させていただきます。こちらは全体会と各ワーキング、サービスのあり方検討会、運営会議の年間スケジュールとなっております。一部仮で入っております。全体会としては表の一番左、年間3回の開催を予定しております。第2回では各ワーキングの活動状況について中間報告をして、年度末の第3回は、年間としての取りまとめを行ってまいります。随時そのワーキングの活動の方向性や、さらに次年度、来年度以降の活動への意見等を皆さまに伺ってまいります。

加えて資料4の一番下をご覧ください。自立支援協議会では、毎年市民全体への普及啓発を目的として講演会を実施しております。今年度は一応日程だけ、12月2日土曜日に開催を計画してございまして、昨年度までのワーキングのテーマの検討の一つであった障害理解の推進に向けて、障害のある方自ら講師として発信いただくということを企画しております。この企画については、今後第1回の全体会までに詳細を決定し、改めて報告させていただく予定です。

以上が(1)、(2)の議事のご説明となりますが、最後に1点、資料3の中にある運営会議、各ワーキングの検討テーマを考えていく運営会議、こちらの委員を事務局に加えて、毎年度自立支援協議会の委員の皆さまから何名か、運営会議にご参加をいただいております。もしご興味のある方、参加してみたいという方がいらっしゃいましたら、この場でというわけではないですけれども、本日のこの会議の後や、後日でも結構ですので、事務局までご連絡を頂ければと思います。一緒に運営会議を開いていただける方を募集しております。もし立候補がなかった場合にはちょっと、あるいは人数が少なかった場合には、個別に事務局からお声を掛けさせていただく場合もありますので、そこはご承知おきいただけ

ればと思います。

以上です。会長にお返しいたします。

#### ■谷内会長

ありがとうございます。資料3の真ん中の辺りから下半分のところに所掌事項、自立支援協議会ってこういうことをするんですってという説明がありまして、その括弧の1番から7番まで並んでおりますけれども。先ほど風間参事や山本さんのほうからお話があったように、私、この協議会の中でも特に括弧の2番ですよね。地域の社会資源の開発および改善に関することってというのが、この自立支援協議会の大きな役割かなと。大切なことはたくさんあるんですけれども、特にこの2番の開発。開発っていうことは、新たなサービスをつくると。先ほど山本さんのお話で、事業化っていうお話もありました。そんな中でこういったところを皆さんと大事にしながら、協議会のほうを進めていければなと思っております。

特に皆さまから確認は、よろしいでしょうか、ご報告に関しては。では、進めてまいりたいと思います。次、3番です。相談支援事業所の概要について、資料を基によくお願いします。順でよろしいんですかね。ちょうふだぞう、希望ヶ丘、ドルチェの順で。お願いいたします。

### (3) 相談支援事業所の概要について

#### ■事務局

失礼いたします。資料の5をご覧くださいければと思います。私どもは社会福祉法人の調布市社会福祉事業団を母体に持ち、法人が運営する事業といたしましては、施設入所支援やグループホーム、また通所に関しましては生活介護から就労継続B型、就労移行支援と多岐にわたる事業を、知的障害のある方を中心に行っております。また、児童の支援にも事業が広がってまいりまして、子ども発達支援センターの運営や、すこやか保育事業、また学童クラブの運営などを行ってきておる状況でございます。

その中の相談支援事業所として、ちょうふだぞうがございまして、場所は国領町にございます。ほっとれ〜という喫茶店がありまして、鉄道、京王電鉄が下から線路から上がってくるような喫茶店でございまして、100円でコーヒーが飲めるようなシチュエーションでございます。もし近くにお立ち寄りの際は、コーヒーでもお飲みいただけたらなと思います。

相談支援としましては、知的障害のある方を対象に生活支援を行っておりまして、両輪といたしまして生活支援と就労支援、両方両軸で行っております。計画相談も同時に行っておりまして、相談からさまざまな新規のニーズ、生活上のニーズを拾い上げて、支援につなげているところでございます。また地域活動支援センターでも、オープンスペース等の場所の提供もしているところでございます。

最近の相談支援の傾向といたしましては、やはり居場所がなくなってしまうような方、さまざまな主たる介護者の方の高齢化や、またご本人様の病状の悪化、身体状況の低下により、今まで住んでいた場所が変わってしまって、入所施設とか地域にいられなくなった方とかの住居の支援、グループホームから入所施設等を探していくような支援が増えてきたような印象でございます。年々相談面接人数が上がっております。福祉サービスに関する支援については、数としてはほんとに年々生活相談と併せて上がっている状況でございます。以上、簡単ではございますが、ちょうふだぞうの報告とさせていただきます。

何か、特に追加コメントとかございますでしょうか。

■A委員

ないです。

■事務局

では、ありがとうございました。

■谷内会長

続いて希望ヶ丘、よろしく申し上げます。

■事務局

希望ヶ丘です。資料5の(2)をご覧ください。希望ヶ丘は社会福祉法人新樹会が運営しております。法人全体としては、就労継続支援B型事業、地域生活支援センター、グループホーム、生活介護事業所を運営しています。兄弟法人の研精会では、精神科病院、訪問看護ステーション、介護老人保健施設など、医療、介護の幅広い領域にわたる事業を運営しています。

相談支援事業所としては、精神障害の方を主な対象としています。京王線つつじヶ丘駅から徒歩5分の東つつじヶ丘に事業所があり、相談支援事業所と併せて地域活動支援センター事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業を一体的に行っています。希望ヶ丘の隣には、精神科病院東京さつきホスピタルがあり、医療と福祉のつながりを大切にしながら、精神障害のある方が地域の中で、その人らしい生活を続けていけるよう支援を行っています。

現在の登録者数は230名で、昨年度の年間延べ支援件数は1万974件でした。統合失調症から気分障害、発達傾向のある方といった幅広い疾患と、それに基づく生活上の課題についての相談を行っています。最近の相談傾向としては、先に述べましたように精神科病院における幅広い疾患や障害を持った方や、18歳未満の方との関わり、それに伴うご家族との関わりを必要とする家族単位の支援など、従来の枠組みでは対応できない事例が増えています。そのため支援機関同士のネットワークを活用し、各機関の専門性を生かして役割を分け、複数の機関で関わるようにしています。

主な連携先としては、こころの健康支援センター、子ども家庭支援センターすこやか、調布市子ども・若者総合支援事業・ここあ様と連携を取らせていただくことが多いです。希望ヶ丘は、オープンスペースの運営という居場所の機能と相談の機能を併せ持っているため、居場所としての希望ヶ丘に足を運び職員や仲間と顔なじみになり、相談のきっかけができて他の機関の支援につながるがあります。どこに相談したらいいかわからない困り事も受け止めて、必要な支援やサービスにつなげることで、問題が複雑化・複合化する前に対処することは、居場所機能と相談機能を持つ希望ヶ丘に期待される役割とすることもできます。

当事者活動においては、月に1回のピアミーティングを行っており、仲間同士で抱えている思いを分かち合い、支え合う活動を行っています。毎回自由にテーマを決めて話し合う中で、病気に焦点を当てた回復にとどまらず、それぞれの持ち味や強さについてお互いに元気をもらい合い、元気を与え合う相乗効果が地域の中で発揮されています。以上をもちまして、居場所・相談ネットワークの機能を併せ持った地域生活支援センター希望ヶ丘についての説明を終わります。

■谷内会長



続いてドルチェ、お願いします。

#### ■事務局

最後に、相談支援事業所、ドルチェをご紹介します。私よりご説明いたします。着席してお話しいたします。

ドルチェは社会福祉法人調布市社会福祉協議会が運営しています。調布市社会福祉協議会は、住民やさまざまな機関、団体の協働による地域施設の推進を基盤に、高齢者支援、障害者支援、子ども・若者支援、生活困窮者支援、緊急援護事業、福祉人材の育成、支給計画など、多岐にわたる事業を運営しております。

障害者の支援に関しましては、ドルチェの他、視覚障害者の移動支援などを行うガイドヘルパーの派遣や手話通訳者の派遣、また、放課後等デイサービスの運営、知的障害者の日中活動を行う施設の運営、精神障害者や発達障害者の支援を行う調布市こころの健康支援センターの運営などに取り組んでおります。

相談支援事業所といたしましては、主に身体障害の方と高次脳機能障害の方の支援を行っております。昨年度は284人の方より、1万1026件のご相談を受けました。内容といたしましては、利用できるデイサービスに関することや、地域の中で活用できる社会資源に関するご相談が多かったです。その相談支援事業と併せてデイサービスや他の講習会、自主グループ支援などを行う障害者地域活動支援センタードルチェを運営しております。さまざまな相談に対しまして、地域活動支援センターと交互に連動したり、また法人間、法人内の多様な事業、さまざまなネットワークを活用しながら、障害のある方の地域での生活をサポートしております。簡単ですが以上です。

#### ■谷内会長

ありがとうございます。3事業所のご説明を頂きました。

何かご質問ございますか。今回初めて委員になっていただいた方には非常に難しい、今念仏のように聞こえて、私も改めて聞くと難しいなど、言葉の一つ一つが、改めて感じました。1つ、もしというか来年度この資料を作る時、せっかく相談件数とか相談内容の特徴とか口頭でおっしゃっているんですけども、できたらこれ、中にそれを入れちゃったほうがいいんじゃないですかね。そのデータを昨年度われわれ、継続してる委員の方は皆さん把握されているかと思うんですけども、恐らく初めての方は今ぱっと数字だけ言われても、ちょっとよく分からないんじゃないかな。ちょっとそういう資料が最後にそれぞれの事業所に入ると、恐らく違いが理解していただけるのかなと、それぞれの3事業所の特徴というか相談、われわれから見る特徴みたいなのが入ってくると、理解しやすいかなと思いながら私も聞いておりました。私も難しいなど、言葉が。

別途皆さまご意見とかございますか。大丈夫ですか。

#### ■事務局

事務局から1点お願いします。

#### ■谷内会長

お願いします。

## ■事務局

今、会長からご指摘いただきました相談件数などについては、事前に皆さまお送りさせていただきましたこの令和4年度の報告書の一番後ろ、98ページから3つの相談支援事業所の概要として、ここに内容を掲載しております。ここに今日の資料の内容に加えて令和4年度の相談件数、先ほど口頭でご説明した相談件数やその内訳などを、98ページ以降に各3事業所、記載しておりますので、よろしければ後ほどそちらでもご確認をいただければと思います。お願いいたします。

## ■谷内会長

ありがとうございます。併せてじゃあ、そちらもご確認いただければと思います。その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次第のほうを進めてまいります。

では、続いて4番です。令和5年度の各ワーキングの展開についてということで、資料6をご準備ください。では、順にお願いします。ちょうふだぞうからですかね。お願いいたします。説明が大体3分ぐらいで、その後引き続き座長から2~3分お話を頂いて、順に次のワーキング、次のワーキングという形で進めてまいりたいと思います。質疑応答については後ほど、全てのワーキングが終わった後、まとめてお受けしたいと思いますので、まずは各ワーキングの説明をよろしくお願いします。

### (4) 令和5年度各ワーキングの展開について

## ■事務局

それでは、事務局から、資料6の各ワーキング令和5年度運営方針のほうをご覧ください。「福祉にフィットしない方たちの次の選択肢を考えるワーキング」についてご報告いたします。このワーキング自体は2年目でございます、目的といたしましては、福祉のサービスが合わず、なかなか居場所がなく安心できる通所先等がない方、既存の福祉サービスなどが合わず、あまり行きたいところがない、もしくは行っても雰囲気になじまないといったはざまの障害のある方を対象に、日中活動等の次の選択肢を検討するワーキングでございます。

昨年度については、関係機関の皆さまからご意見を頂戴いたしまして、課題と現状について整理を行ってまいりました。また、ソーシャルファームやコミュニティーカフェといったいろんな働き方や居場所のあり方について学びまして、今年度につなげていきたいと思っております。

ワーキングメンバーといたしましては、座長を副会長の丸山先生をお願いいたしまして、社会福祉協議会の市民活動支援センター、こころの健康支援センター、子ども・若者総合支援事業のここあ、調布の狛江地区の保護司の方や、心身障害児・者親の会の方、就労支援センターちょうふだぞうの職員等でワーキングメンバーを構成いたしまして。この関係機関の皆さまが、はざまにある方の相談支援を受けていらっしゃることもあり、現状について確認ができました。

今年度については、課題整理を行い学習を行ったところでございますので、調布市における、先ほど会長の谷内先生からもお話ありましたけども、社会資源の開発という点で、実際に調布市の社会資源をつくって。何か具体的な案、施設そのものではないかもしれないんですが、ネットワークの構成だったり社会資源の再開発とか見直しによって、こういった方々が安心できる居場所等を検討していければというところでございます。到達点といたしましては、何らかの調布市における社会資源の開発や、具体的な提案をワーキングの中で検討していければと思っております。簡単ではございますが、以上が私からの発表とさせていただきます。

では、丸山先生、すいません、コメントのほうを一言、頂けますでしょうか。

#### ■丸山副会長

丸山です。座長をしています。今説明がありましたけども、このワーキングはタイトル、「福祉にフィットしない方たちの次の選択肢を考えるワーキング」となっています。障害者総合支援法では、例えば介護が必要な人には介護、働きたい人には就労支援、暮らしに困っている人には入所施設やグループホームという住宅、もしくはホームヘルパーのような訪問でサポートをする、そんな制度が準備されていますが。それぞれ障害って、そこに合わせて、そのサービスに合わせて障害があるわけではないので、必ずしもそこに合わない人がいて、その人たちがどうしても取り残されているということが去年の議論でも分かりました。

障害を持っている人でもサービスにつながらない、もしくはつながりたくない人のような人がいたり、それから障害があるかないかがみんなに分からない、もしくは他の法律のサービスに合わない人っていうのがいたりします。で、今年度は、そこに何らかの社会資源をつくっていくための提言ができればと思っていますが、きっとそこに合わない人が出てくると思うので、その辺りはまたこの協議会に、こんなケースがまだまだありますということをお伝えしたいと思っていますし。皆さんからも、こんな例がありますとか、こういう人もいますっていうこととか、他の自治体などでこんな支援策が行われていますという情報をお持ちであれば、ぜひこの場でお聞かせいただけると、このワーキングでも有意義な検討ができるかと思っています。ということで、今回の座長としてのコメントはこれで終わりたいと思います。

#### ■事務局

ありがとうございました。

#### ■谷内会長

ありがとうございます。

では続いて、福祉教育のワーキングをお願いします。

#### ■事務局

1枚めくっていただいて、2番の2ページのほうになります。希望ヶ丘の関根と申します。「学齢期の福祉教育に考えるワーキング」についてご紹介します。今年度初めて進めさせていただくワーキングになります。実際には、目的としては、今現在小学校のほうなど、教育現場のほうで福祉教育について進められているかと思いますが、その方法については、例えばゲストの講師に来ていただいたり、あと、疑似体験だったり、いろんな方法を多分取られているかと思いますが。その中で、昨年度「障害理解の促進ワーキング」のほうで、障害当事者講師養成研修の運営を今年度からスタートする形もあるので、そちらの地域で活躍する場は今後期待されているかと思われます。そういった取り組みも含めて調布市のほうで、福祉教育を展開するための福祉と教育の連携について、今後検討していきたいなと思っています。

今年度取り組む内容としては、やっぱり私たち福祉の現場からすると教育の部分っていうことが分からないので、皆さんからの小学校だったり中学校から、福祉教育に関するアンケートの実施や分析を行わせていただきまして。教育機関の抱える課題だったり、福祉教育に関する要望だったりとかを把握し

た上で、今後何かしら実施だったりとか、それに改善できるものを提言していけたらいいなと思っております。その中でアンケートというお話をさせていただいたんですけど、あと、第一小学校のほうで授業なんかもやれたらいいなというところで、今、検討している段階です。

ワーキングメンバーとしては、谷内座長をはじめとして、あと、樋川校長先生にご出席いただいています。あとは当事者の方がお2人と、教育機関の方、今回事務局でも関わっていただいている方たちだったりとか、親の会の方たちなど、ご協力いただいているところになります。

既に第1回目を7月11日に実施しました。今年度の方向性の確認だけではなくて、今回初回だったので、皆さんから自己紹介のほうをしていただき、日頃の活動だったり福祉教育について、どういった関わりをしているかというところについてお話を頂いたところになります。また先ほどもお伝えしましたが、福祉教育についてアンケートを実施していく上で、皆さんから実施方法だったり目的だったり、あと、内容とか機関についても、皆さまからご意見を頂いたところになります。次回以降はアンケートの作成とかに取り組んでいく予定になっています。私のほうからは、報告以上になります。

谷内先生、よろしくお祈りします。

#### ■谷内会長

座長をしております、谷内です。今回のワーキングは、新たに立ち上がったワーキングになりますけれども、学校の先生方のお力がなければ成り立たないワーキングかなと感じております。今日もおいでいただいています、第一小学校のほうの樋川校長先生をはじめ、教育委員会の方にも入っていただいているところでございます。

それで、それと同時に、先ほど関根さんからもありました当事者講師の養成研修、こちらがちょうど今週の土曜日から3週にわたって行う予定になって、参加者の方の申し込みもあって、今週また私、お邪魔をして、3回進めてまいりたいと思っています。

特に最近、学習指導要領の改訂の辺り、校長先生とかにお話しいただければと思いますけど、学習指導要領が変わって、メンタル、心の問題というのが各小学校、中学校、高校の中に入ってきたり、非常にそういう意味ではわれわれ福祉とのそりが合うといいますか、われわれが伝えたいなということを、文部科学省が進めている子どもたち自身のストレスの解消も含めて、そうしたメンタル部分に関心を持ってもらうみたいな、今方向性が来てるかなと感じております。

その中で福祉と教育が連携して、特に調布市では出前講座、社会福祉協議会さんをはじめ出前講座のほうが盛んに行われておりまして、既にそうした組織と各学校機関、教育機関との関係性が既に構築されているようですので。さらに今度は内面も含めてソフトの面を充実させていけるような動きが、今後できていければいいかなと。

それに当たっては、まず各学校、調布市内の小学校または中学校の中で、果たしてこうした福祉教育はどういったことが行われているのか。特にやっぱり今はもう調査を行うところで一つ蹴つまずいてしまっているのが、コロナを挟んでの調査になるので、実はこの2~3年間、各小中学校でどこまでそれまでと同じような福祉教育が行われたかどうかっていうところが、非常に怪しいと。実際問題できてないというようなことで、情報をどこまで確かなものを頂けるかなというところを、頭を抱えながら今、先生方のお知恵を借りながら進めてまいりたいと思いますので。また次回以降も全体会で報告を続けてまいりますので、皆さまからのお知恵を拝借できればと思っております。どうぞよろしくお祈りします。以上です。

では、続きまして医療と福祉のワーキング、お祈りします。

## ■事務局

「医療と福祉の相互理解についてのワーキング」についての報告を、社会福祉協議会の勝山のほうから報告させていただきます。目的としましては、まずは去年このワーキングが発足した理由に関しまして、コロナ禍において障害者の方が、医療受診をする際に待ち時間を車の中で待っていただくということや、オンライン診療など、さまざまな医療につながる方法や配慮が見られてきたんですが、やはり障害特性や医療機関の状況によって、さまざまな障害がある方が診療や健診を受ける際に困難に陥っているという声が上がっていて、関係者の方から寄せられました。そのことも踏まえましてこのワーキングでは、障害当事者の方と医療側について、2つのアンケート集計結果を踏まえて、病院や受診の時や在宅診療、健診の時、双方の理解が深めるために、障害がある方が安心して受診できるような環境づくりを目指していくことを目的としています。

内容については、去年のワーキングでは市内在住で障害手帳を持っている方 1000 名にアンケートをさせていただいて、487 名に回答いただいています。また医療側のほうに関しましては、医師会に加入している医療機関 163 件に送付し 104 件の回答をいただいて、それぞれに障害を持っている方の治療に関する現状や課題を把握しました。今年度はそういった双方のアンケート結果を踏まえまして、医療アクセスへの阻害要因についても明らかにしていき、そういった解決方法についても検討していくことになっています。

メンバーに関しましては、座長は山本委員になっていただき、医療側からは調布市医師会様と、子どもプライマリーケアサポートかしの木様に参加していただいています。障害者の当事者団体に関しましては、調布心身障害児・者親の会様、調布市身体障害者福祉協会様、調布市視覚障害者福祉協会様、調布市聴覚障害者協会様、調布精神障害者家族会かささぎ会様に参加していただいています。相談支援事業所も、CIL ちょう様と地域生活支援センター希望ヶ丘様、調布市障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう様に参加していただいております。

あとワーキングの成果目標としては、先ほどの繰り返しになってしまいますが、受診等に際して障害当事者の方が、医療アクセスへの現状や課題について把握していき、双方の相互理解を深めていき、何が医療受診に必要なようになってくるのかという、方法を具体的に探して行って、それを実現するというところに目標を置いて進めていきたいというふうに考えております。事務局からの説明は以上になります。山本副会長お願いいたします。

## ■山本副会長

医療と福祉の相互理解のワーキングの座長の山本でございます。今ご説明のあったとおりなんですが、コロナの前から障害のある方にとってかかりつけ医がなかなか見つからない、そんな話も以前から多く出されていたところです。とりわけそういう状況の中で、例えばがんとか重大な疾患が発見をされることなく、発見された時には手遅れでお命を落とされる、そんな事例も身近なところで見られていましたので。そういう中で国が今、かかりつけ医の推進ということを言っていますけれども、これは健康な人たちだけではなく、障害のある方たちにとっても極めて重要な課題だろうというふうに思います。もしそれがうまくいってないとなれば、それを地域の中でどうにかしなきゃいけないというような問題意識の中から、アンケート調査を行ったわけです。

今報告いただいたとおり、その中では想定よりも割と多くの方がかかりつけ医を持ってらっしゃったというような実態はあるものの、一方でやはり持てないとか、持ちたいけど持てないというような方も

現にいらっしゃることが明らかになっています。そういう中で、持っている方でも、お医者さんがちょっとした工夫をしてくれれば、非常に丁寧だとか親切だっというような調査結果は出てるんですけども、じゃあ、どう親切でどう丁寧なのかというようなことを明らかにしながら。そういったものをせっかく医師会の会長も一緒に議論をしているので、医師会と共有しながら、こんなことをしてくれたらかかりやすいよねとか、こんなことにちょっと気にしてくれると意外とスムーズにいくんだみたいなことを明らかにして、それを何らかの形にしたい。

で、こちらのほうでは何が必要なのか検討するというふうに、今年度の方針になってますけれども、単に検討するだけではなくて、検討したものを形にしていきたいというのが、前回のワーキングで一致した方向性です。例えばお医者さん向けのパンフレットであるとか、あるいは医師会に向けた勉強会であるとか、そういうのを当事者、あるいはお医者さん側が共有することで、ほんとにちょっとした工夫でお医者さんにかかりやすい、そして障害のある人たちの健康も守れる、そういった地域づくりの第一歩になればいいなというふうに考えているところです。報告は私からは以上です。

#### ■谷内会長

ありがとうございます。今、3つのワーキングのご説明を、座長のコメントを含めてしていただきました。では、1時間たちますので、ちょっとここで一度10分間の休憩をしたいと思います。休憩明けてから、サービスのあり方検討会の報告を頂いた後に、ワーキングを含めた質疑応答をしたいと思いますので、ひとまず10分間お休みください。お疲れさまでした。

(休憩)

#### ■谷内会長

では、後半、始めたいと思います。

最初に、「サービスのあり方検討会」ご報告よろしく申し上げます。

#### ■事務局

サービスのあり方検討会について説明いたします。障害福祉課です。資料が、資料6、2枚目の裏面になります。サービスのあり方検討会の目的といたしましては、相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上と均質化、調布市におけるサービスの支給決定の考え方の共有、情報共有を図り、一人一人の尊厳のある暮らしが満たされる社会を構築することを目指し、よって障害福祉の増進に資することとしています。

今年度は全6回を予定しています。メンバーは、市内の指定特定相談支援事業所、13事業所の相談支援専門員で構成されています。実施計画といたしましては、昨年度に引き続き相談支援専門員と他職種との顔が見える連携を目指し、他職種も交えた事例検討や制度の学習を行います。第3回目と第6回目は、地域生活支援拠点連絡会を併せて開催し、地域体制強化共同支援加算記録の報告から、地域課題について共有を図ってまいります。サービスのあり方検討会の報告については以上となります。

#### ■谷内会長

ありがとうございます。以上、3ワーキング、あり方検討会、合わせて4つの報告をしていただきました。ぜひ皆さまからご意見とかご質問があれば、各ワーキング、あり方検討会にお願いしたいと思います。

ますが、いかがでしょうか。

お願いします。

■B委員

ちょうふだぞうさんの……すいません。

■事務局

選択肢を考える、ワーキングです

■B委員

選択、フィットしないっていうとこです。先ほど丸山先生が、障害があるかないかも分からない状態であるっていうご発言があって、ここで伺ってみようかなと思ったんですが。私は今年度からちょっと社会福祉協議会の地域福祉計画という、名称が間違っていたらごめんなさい。ちょっとここにいらっしゃる皆さま方とまるっきり違うメンバーでの会議に入らせていただいています。どう違うのかっていうと、今までそういう状況に、すいません、引きこもりの方、引きこもりのご家族を持っていらっしゃる家族の方、当事者の方という方々がその委員の中に入っていて、初めて引きこもりの親の方からお話を伺うという、前回会議の中でございました。

その親御さんの言葉の中に、引きこもりの私たちの子どもたちに対しての法律がないので、どこにいいのかわからない、居場所がないってことを発言されていまして。「そうか、引きこもりか」って、なんか言葉だけはもちろん聞きますし、ひょっとしたら自分もこんなことをやってなければ、実は引きこもってる側だったかもしれないなっていうふうに思うこともあって。この引きこもりしてる人はどういう、気持ちはそれぞれだと思えますけれども、このフィットしないってところのグループ、ワーキングに対象者になるのかなっていう、そんな気持ちが今ちょっと思い付いたので発言させていただきました。要領の得ない話で申し訳ございません。以上です。

■事務局

失礼いたします。事務局でございます。ノーフィットワーキングの事務局をやらせていただいています。ご質問のノーフィット、福祉にフィットしないワーキングに入る方というところで、一応障害者地域自立支援協議会というところで、何らかの形で障害のある方であるというところを対象にしていきたいと考えております。引きこもりの中にはいろいろなご要因があると思いますので、その中で何らかの、もちろん明確な定義をしてワーキングをやっているわけじゃないんですけども、当面は障害当事者の方で居場所がない方、フィットしない方を想定しております。

■B委員

ありがとうございました。

■丸山副会長

いいですか。丸山です。今、説明があったように、あくまでも建前上は障害者総合支援法の枠組みの自立支援協議会のワーキングなので、建前上は障害があるけども……という感じなんです。これまでのワーキングで引きこもりの話は何度も出てきてはいます。今、Bさんがおっしゃったように、引きこ

もりっていう日本の言葉は、社会関係とか人間関係のコミュニケーションとか関係性の障害でもあるので、その辺りは多分その方と例えば医療とか、その方と社会とか、いろんなつながりの中で、ひょっとしたら障害があるかもしれない。その部分も視野に入れていきたいと思ってます。ありがとうございます。

#### ■谷内会長

はい、どうぞ。

#### ■C委員

僕はこれ、反対の立場かもしれないけど、今、障害者っていうのは、目に見えて障害者って分かる人。この人は、何でも今の社会っていうのは可視化しようっていうことですから、だから大体分かるんですよ。そうしたら、その人は親切にも関わりも付けてくれる。だけど、目で見たんじゃ分かんない障害者もいる。今、引きこもりの話もあったけど、今じゃ健康な人ほど引きこもりが多いんですよ、障害者よりも。社会問題、これは。どっちかっていうと、これは違うかもしれないけど民生委員。民生委員って何やってる商売か知らないけど、もっと増やすべきだと思ってる。もっと人の話を、お年寄りとかそういう身障者も、そういう人たちの話を聞く、人数を増やして。僕はそういうことをやってもらいたいなと、それが吃緊（きっきん）の今の日本の社会じゃないかと、こう思ってます。私も民生委員、おまえやれっていうなら立候補しますよ。どういう資格がいるんだか知らないけど。以上です。

#### ■谷内会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか、それぞれのワーキング、あり方検討会に関して。

はい、お願いします。

#### ■D委員

「医療と福祉の相互理解についてのワーキング」について、質問とかではないんですけども、いわゆる精神障害のある方の今の現状っていうことをちょっとお伝えしたいなと思ひまして。例えば私たちのこころの健康センターに通う方は、皆さん通院先を、精神科の通院を持っているっていう状況です。このセンターも開設17年目を迎えるに当たって、当初からずっとつながってた方も17年の年を重ねているっていうことで、だんだん内科系のご病気であったりいろんな問題が出てくるっていうところで。1つは定期的なかかりつけの機能を探していくって大事なんですけれども、もう1つはほんとに先ほど座長がおっしゃっていた、例えばがんとかそういうふうなご病気があった場合も、例えばお1人で住んでいた時に、そのご不安すごい、まず来る不安が襲いかかって来るっていうか、そういうふうな受け止めなんかもしているんですけども。さらにその方ががん治療に向けた手続きとか、そういうところはすごく煩雑になってきて、そういった部分も一緒にサポートしながら進めているっていう現状があります。

あと、さらに手術を伴うようなご病気っていう時に、もちろんそういう意思決定の部分はわれわれはできませんけれども、精神障害なのでちょっと服薬とか治療があるから、こっこの病院では診られないっていうことが起きたりとかして。結果その病院、手術先がだいぶ遠いところになってしまったりとか、そういうようなちょっと問題なんかがあって。そういった部分は、このワーキングではないかもしれま



せんけれども、やっぱり大きなご病気があった時の受け止めをできるような体制みたいなものを、地域でできるといいなというふうに思っております。以上です。

■山本副会長

ご意見ありがとうございます。

■谷内会長

その他いかがでしょうか。

お願いします。

■E委員

学齢期の福祉教育を考えるワーキングについてなんですけれども、昨年度、私、ぜひここでやっていただきたいというふうに言わせてもらったんですが、たまたま障害当事者の講師養成研修と一緒に進んでいて、とってもいいなというふうに思っているんですが。やはり小中学校と考えた場合には、同じような年齢の障害の子たちとの触れ合い、交流みたいなことがとっても、やっぱり経験としてとても必要だなと思っていて。特別支援学級を併設することもそうですし、調布特別支援学校などとの交流も含めてなんですけど、そういう日常的に触れ合うみたいなのところも、少し議論していただけたらうれしいなと思っております。

■谷内会長

ありがとうございます。その旨を含めてワーキングで検討させていただきたいと思っておりますけれども、せっかくFさんがおいでですんで、第一小学校の交流、されてますよね。もし少し補足していただければ、よろしくをお願いします。

■F委員

特別支援学級がありますので、その子どもたちと普通級の子どもたちの交流っていうのは日常的に行われています。また、コロナ前はいろいろなゲストの方を招いたりとかということもありました。あと、とても近いので調布特別支援学校とも交流することもありますけど、私、今年の4月に来たところなんで、細かいところまでは分かんないんですけど。ただ、どの学校もこの3年間いろいろとできなかつたことが多くて、外部の人と会うのはちょっと避けましょう、中で校内の人間でも大勢集まるのはやめましょうというふうにやってたんで、この3年でどういうふうに途絶えているのかっていうのを、またアンケートで分かってくるかと思うので。途絶えたものを戻せるかかっていうのが1つと、途絶える前のものが果たしていいもの、しっかりしたものであったのかっていうのを、谷内先生からも多大なご示唆を頂いて、また新しい視点っていうのも福祉教育に必要なんじゃないかかっていう視点も、ご示唆を頂いたのでちょっと自分も考えてみたいなと思ったところです。

■谷内会長

ありがとうございます。今、Eさんから頂いた交流という視点も含めて検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。大丈夫ですか。では、もし何か思い付いたらまた戻っていただいて構い

ませんので、ひとまず前に進めたいと思います。

## (5) 障害者差別解消支援地域協議会について

### ■谷内会長

それでは次、5番ですか、括弧の5番でございます。冒頭説明がありましたように、この会議は自立支援協議会の、非常に名前が長い、障害者差別解消支援地域協議会、略して協議会と呼ばれておりますが、こちらの協議会も兼ねておりますので、後半、この時間はこちらの協議会について進めてまいりたいと思います。資料は7番になりますよね。では事務局、よろしくお願いします。

### ■事務局（障害福祉課）

こんにちは。障害福祉課の針ヶ谷です。資料は、すいません、ありません。この冊子になります。この冊子が今日の資料になります。谷内会長よりご説明があったと思いますが、差別解消協議会をこちらでは兼ねていまして、過去にはグループワークをしたりとか差別解消法そのものを皆さんと勉強したりってというようなことを、やっていた時期もあるんですが、一通りその辺りは、やりましたので。

こちらでは、ここ数年は障害福祉課に差別解消法関連の相談が寄せられますので、その内容をこちらで共有し、皆さんで合理的配慮というようなことがどのようなことをしていくといいのかとか。差別的な発言であったりそういうことが、合理的配慮というかこういうことがあるともっと生活しやすくなるとか、皆さんに知っていただいて。さらに委員の皆さんから、皆さんの所属する会員さんだったり実際に出していただいて、地域の中で障害のある方もない方も暮らしやすくなれるといいなという目的で、そのような相談ケースをご紹介します。それから、今回のように差別解消法の法律が変わったりとか、国や都からいろいろと差別解消法関連の情報が行政のほうに来ますので、その情報をここで共有するというような形でこの会は進めさせていただいております。

まず初めに、今回、先ほど会長さんの谷内先生からとか、参事のあいさつの中にもありましたけれども、ここに大きく最初のところに合理的配慮の提供が義務化されますってというようなこと。これ、去年からいろいろこのことについてはご説明してはありますが、一番大きいところは、合理的配慮の提供というところはこれまで事業所が努力義務だったというところが、義務というふうになります、ということになります。すごくいいこのリーフレットを内閣府が作っていただけて、また、ちょうふだぞうさん、すごい綺麗に作っていただいて、ありがとうございます。こんなにカラーで印刷、綺麗にやっていただけたので、皆さん、この合理的配慮の提供とはっていうふうなところが、すごく具体例も肢体不自由の方、意思疎通の弱視の配慮の方とかっていうふうなことが詳しく書かれていますので、ぜひ活用してみてくださいと思います。

差別解消法は、よく相談されてくる方は、とっても感情的にお怒りになって相談やっぱりします。なんですけれども、差別解消法の目的は、何かを罰するとかそういうことではなくて、お互いにできるだけ建設的にお話し合いを持って、改善できることはないかとか、こういう工夫をしたら両者どうにか、どちらも納得して利用できる方法はないかとか、そういうふうなできれば建設的な話し合いを持って合理的配慮がなされるってということが目的になります。よくお電話の相談の第一声は、とっても怒っているようなお電話であって、あそこの事業所はこんななんだ、こうして、市がどうにかしてくれってというようなお電話から始まることが多いんですが、その市、それから市内の事業所に、差別解消法のことをまず理解していただく。

それから障害，その持っている障害の特性が分かっていたらよかったので，そういう対応をしてしまったっていうことが多々あるので，それをその事業所さんに伝えていくっていうようなことが，今，障害福祉課としては取り組んでいるところです。この説明は以上になりますけれども，谷内先生，よろしくお願いします。

#### ■谷内会長

ありがとうございます。ぜひこの調布市版も作っていただきたいと思って聞いておりました。

パンフレットの5ページを見ると，なるほどなということが書いてありまして。5ページの下に，「合理的配慮の提供における留意点」今，針ヶ谷さんからあった対話ですよ。建設的対話なんて言われまされども，「対話の際に避けるべき考え方」があって，いいですね。言ってはいけないNGワードですよ。まず，「前例がありません」とか「特別扱いできません」「もし何かあったら」とか「〇〇障害がある人は」，こういう考え方で対応しては駄目です。非常にこれ，分かりやすいと思うんですよ。恐らく合理的配慮を求めた経験のある方は，これに近い言葉を相手方から来ることっていうのはあるんじゃないでしょうか。私も以前こちらでも報告しましたが，私自身もありますんで，やはり合理的配慮を求めるとこのような返しが向こうから帰ってきて，非常にこちらが力をなくしてしまう場面に遭遇したことがあります。

あと，もう5年ですか，協議会のほう。もっとですか。8年ぐらいですか。ありがとうございます。8年ほどもうこの差別の協議会がこちらで続いておりまして，事務局のほうから毎回その間にあった事例を報告いただいているかと思うんです。8年しているのだからかなり事例数は集まってきているのかなと。できれば何か好事例，調布市ならではの事例だと思いますので，私の記憶からもなくなってきておりますし，もちろん毎年冊子にまとめていただいている報告書を，多分読み込めば出てくるんでしょうけれども。ぜひここぞという時に，この8年間の中の，きっと調布市であった差別事例と，それにどのような対応をして解決に至ったかみたいなものを，これを簡単にまとめた，こんな立派な冊子である必要はないと思うので，少しあるとよろしいかなっていう気がして聞いておりました。また今日もこの後，3件ほど事例が報告されるかと思しますので，ほんとに針ヶ谷さんをはじめ事務局の方，一生懸命対応に飛び回っていただいているので，その成果をぜひ見える形で，われわれと共有をしていただければありがたいと思いました。

皆さま方からひとまず，この冊子を含めて何か全体的なところで，ご意見やご質問ありますか。よろしいでしょうか。では，事例の方をお願いしてよろしいですか。

#### ■事務局（障害福祉課）

それでは，前回の3回目の後から障害福祉課のほうに寄せられた差別関連の事例をご紹介します。1件目は，銀行における対応です。高次脳機能障害がある方なので，見た目は何も分からない方です。その方が実は立っているのがとても，ずっと立って何かするっていうのは大変らしかったんですけども，その際にとても，本人は言わなかったらしいんですが，具合が悪そうに私はしていたのに，ずっとカウンターで対応された，座ってくださいの一言もなかった。そして昔その方はその銀行で，ちょっと2階の応接室で座れる場所があるので……

#### ■C委員

すいません，その時，親かなんか身内，いなかったんですか。

## ■事務局（障害福祉課）

いなかったんです。1人でした。

## ■C委員

身障者が分からないよ、それは。

## ■事務局（障害福祉課）

そうなんですけど、それで、でも具合悪そうにしてたって言ったんですけれども、あともう1つ、そこが一つの特性だと思うんですけど、昔その応接室を使わせてもらえたっていう記憶がすごく残っていて、そこでやらせてくれるっていうことを要求されたいです。で、そこは決まった手続きのことでしか使わせてもらえない。座れる場所は必ずあるんですけれども、そここのちょっと行き違いがそこで起きてしまってうまくできなかったっていうことがあって、こちらに相談があったっていうことなんです。

だから、本当は座って書ける場所はいくらでもご用意できたっていうのが、銀行側の言い分です。相談者の方は、全く座らせてもらえなかった、その説明もなかったっていうちょっと行き違いです。そのようなことがあったので、ご本人は自分は立っていることが、本当はこういうご病気があってつらいんだってことは、終わってその次にも行かなきゃいけないから言ったらしいんですけれども、その時も「そのお部屋は駄目です。使えません。」みたいなことをぼっと言われちゃったので、障害者のことを分かっているというように感じに発展したらしいんですが。

やっぱりその話の入り方が、丁寧にこちらの席でこういうふうに座れば、座って書けますっていうようなことを、もう少し丁寧に銀行のほうもご説明したり。ご本人もご自身の特性上、ぼーって言われても理解がもしかしたら難しかったかもしれませんし、実際にここの席だったら書けるんですっていうことを具体的に示してもらえればそこで、ここまで障害者差別だみたいなふうにならなかった事例なんではないかなと思って、銀行さんのほうにはそういうふうに伝えましたし。ご本人にも、見た目、やはり分からない場合は、ご自身でお伝えしたほうがよろしいんじゃないですかっていうふうなことで、最終的にはこの方も時間がたてば落ち着きました。でも、もうその支店には行かない、私はもう府中支店に行くみたいなことは言ってらっしゃいましたけれども、納得されたという事例が1つでした。

それから2つ目の事例は、タクシーの会社の事例です。お迎えに来てもらってタクシーに乗るという、タクシーを予約っていうか来てくださいってお願いしたんだけど、その方の言葉をそのまま言えば、何々さんは手が掛かるので、うちの会社はもう行けませんっていう言い方をされたっていうことだったんです。それはそんなこととは思って、タクシー会社にお電話をしたんですけれども、実はとっても体が大きい方で、車椅子を使ってらっしゃる方なんですけれども。以前にいわゆるジャパンタクシー、車椅子ごと乗れるタクシーがお迎えに行ったらしいのですが、運転手さん1人ではどうしても乗せられなくて、それで事業所のほうにSOSを出して1人追加で来ていただいて、それでもその方を乗せるのが危なくて、結局は2人掛かりで座席に乗せて、そして車椅子を乗せて運ばれたという事実があるので、今後は申し訳ないけれども、介助員さん、ヘルパーさんなりが付いた状況で電話をしてっていうか、予約をしてくださいというお話だったと思うんですとの回答でした。

その方はやはり身体プラス高次脳機能障害があるので、そこがうまく説明が入ってなくてこじらせて苦情になったと。でも、「他のタクシー会社はそんなこと言わないんだ」っていうことだったので、もう一回詳しく聞いたんですけれども。一度そういうことがあったので、申し訳ないけどうちのタクシー

会社は、その方が、相談者がタクシーのどこまで歩くっておっしゃったんですが、そこをタクシーの運転手が手を持って介助して転ばせたりしたら、それこそ責任問題になってしまうので、そこまでは申し訳ないけどできないんだっていう。なので、うちは申し訳ないけれども、もし1人っていうことであれば、タクシーも毎回毎回力持ちの運転手さんをその人に配置するってことは、申し訳ないけどできないからちょっと難しいですっていうことでした。そのことをご説明しましたけれども、その方も「別にそのタクシー会社にこだわっているわけじゃないから、もう使わない」みたいな感じにはなりませんが、そういう事例です。ジャパntaxiがたくさんできたといえど、皆さんが平等にまだまだ使えるわけではないし、タクシーの方がやっぱり高齢であったり女性であったりすると、体の大きい方を乗せるっていうのは難しい現状は確かにあるっていうことがあって、その辺の今後移動に関しては、まだまだ問題はあるのかな。問題っていうか解決しなきゃいけない、タクシーだけの問題じゃなくて介助人をどうするかとかっていうことにもなるかもしれませんって思った事例でした。

そして最後の事例は、ほんと医療と福祉に関係してくるかなと思ったんですけども。聴覚障害の方が、以前の病院から紹介状を持って病院にかかった、ですけども、その方いわくは、それで紹介状を持って行ったんですけども、聴覚障害者であるというふうに分かった後に、手話通訳ができる人がいないので受けられないって言われたっていうことなんです。今どきそういうことを言う病院があるのと思って、その時に、手話通訳者さんを連れて行けますっていうことを伝えましたかって本人に聞いたんですけども、もうその時点でその方は、そんな対応をする病院には行きたくないと思って、もう紹介状を返してもらって他の病院に行ったんだっていうような話だったんです。言ったと思うけど分からない、覚えてないっていうふうな感じだったんです。

その後、その病院に名前も言ってもいいというので、病院さんにもう一回確認したんですけども、そうしたらやはり手話通訳さんを連れて来てくださるなら受信は全然可能、今だってそういうふうに来てもらっていますと。ただ病気の性質上、内臓系の治療の方なんですけれども、血液検査のデータの話や、ホルモン、薬のことをとって詳しくちゃんと説明しないと治療にならないものなので、それは筆談だけでは申し訳ないけども、相互理解をしながら治療を進めていくのは難しいだろうと。なので、やはり治療、受診の際は手話通訳者を連れて来てもらいたい。うちの病院は手話通訳者さんがいれば受診はできますし、予防接種だったらもう決まり切った内容であったり、問診もここ書いてください、ここ書いてくださいだけなので、全然筆談だけでも受けていますと。ただ治療になったら、申し訳ないけれども手話通訳者さんがいないとなかなか難しい。あとは、ここはちょっと待合室が狭いので、手話通訳者さんがいらっしゃる方には、ちょっとすいてる時間とかで時間をずらしてもらっているというようなご説明でした。

だからきっとその方は、初めて行く時だったからお1人で行ったんだと思うんですが、そこは病院のほうもいけなくて、今日は申し訳ないけれどもとか言うてくだされば、1回目を筆談でどうにか対応してくださいって、次の時には手話通訳者さん、連れて来てくださいねとか言えばよかった。今日っていうような一言が、本人に伝わってなかったんだと思うんです。だから、その最初のコンタクトのやりとりで、その方もその病院にはかからず違う病院に行かれたんですけども、そんなことがあった事例でした。

ご本人はやっぱり同じで、その病院だけじゃないから別に良いが、ただ今後また聴覚障害の方がその病院に行かれた時に、そのような思いをしたらあれだから言いましたというような感じでした。以上3点でした。

## ■谷内会長

ありがとうございます。今回3点事例を挙げていただきましたが、何か皆さまのほうからご意見、または解決策というかお感じになったことをお聞きできればと思うのですが、いかがでしょうか。

Gさんとかいかがでしょうか、最後の聴覚障害者の事例について、何か似たようなお話を聞かれたこととかありますか。

## ■G委員

文章の3番目については、この協会の理事会で相談がありました。やっぱり当事者からの話なので、ちょっと病院側のお話を聞くとまた違うなと思うことがあります。手話通訳者がいれば受けられるというのは、その当事者の方からはちょっとそこでは聞いてなかったの、当事者の方の理解と病院の説明にずれがあるという。

ただ、病院がその時に当事者の方にどういうふうに説明したかというのも分からないところでありますので、本人が思い違いをされたというようなこともあるので、そこを詳しくやはり確認しないと分からないことだと改めて思いました。手話通訳が同行できるかどうか、特に病院の手話通訳が必要かどうかってことは、とても難しい問題だと思います。病院に行く時に手話通訳を付けたくないという聞こえない方もとても多いので、手話通訳がいることによって助かることもあるんですが、やはり病院に関しては本音を言えば……

## ■C委員

理由はあるんですか、言いたくない理由。

## ■G委員

そういう気持ちも尊重すると、そういうところを考える必要もあるかなと思ったり。

もう1つは、個人としては実際に手話通訳と一緒にいる時には、大体分かるものだったりするんですけども、通訳の人に教えてもらったので、手話通訳の技術が長くて守秘義務もきちんとしていてという辺りで、手話通訳者もきちんと病院の情報を提供するというような、そういう人を手話通訳者を指名できるように、そういう派遣体制も必要かなと、そういった技術力、守秘義務というようなこともあるかなと思いました。

## ■谷内会長

ありがとうございます。山本さん、これはいいですか、大丈夫ですか。

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。3事例についてお感じになったこと、何でも構いませんので。よろしいでしょうか。

私、銀行の事例をお聞きして感じたのが、ちょうど私、さっき後見人をやってるっていうお話をしたんですが、今朝ある銀行に手続きに行ったんです。実は2回目にして、2~3週間前に1度その銀行に行ったら、予約しないと駄目だって言われて、全く手続きをしていただけなかったんです。そんなに難しい手続きじゃないんですけども、正直腹を立てながら、何で今日してくれないんだと。で、また改めて自宅からパソコン、まあ電話でもいいみたいですけども、手続きの予約をして、今日はしっかりとその枠でやっていただいたんですが。

でも、これは逆にいいなと。手続きをする枠を取っていただいているので、もしかしたらこの業務の

内容については予約ができない、例えばご本人の口座からの入出金なんかは予約しなくて当然いいかと思うんですけれども、恐らくもしかするとそういうのを事前にお話しして、予約制で行ってその枠の中だとかかなり個別に対応していただけるんじゃないかと。恐らく突然行ってカウンターでっていうのは、向こうも準備も心構えもないと思うので、そういったコロナのおかげで予約っていう新しいシステムができたのはいいのかなと思いつつ。今日、私もゆっくり、私も視覚障害があるので、一式書類作るのが非常に時間がかかるものですから、でも枠を取っていただいているので、1時間は私の手続きの枠だったということだったのでゆっくりやっていただけて、合理的配慮を別に求めたわけではないんですけれども、結果的にのんびりと手続きをしていただいたなと思って、予約っていいなと感じながら聞いておりました。

で、2つめのタクシーの件は、これはなかなか悩ましいところで。でも、ご本人がご自身の体の大きさをどこまで理解されて、負担を介助者っていう方、会社側に掛けてしまっているっていうその理解ですよね。そこのすれ違いなのかなと思っていて。

以前もお話ししたかもしれないんですが、私の知り合いが、車椅子の方が、ホテルでバリアフリールームを取ってたんですけども、宿泊拒否を当日されたんです、ホテルのカウンターで。バリアフリールームになぜ車椅子の人が泊まれないのか、皆さん理由が分かりますか。何で泊めてくれないのか。ホテル側は泊めない、泊めないの一点張りだったんです。要は介助者がいなかったんです。1人だったんです。でも、ご本人はできる方なんです。脊損の方なんですけれども、身の回りのことはご自身でできますので何ら問題ない。とにかく部屋を貸せっていう話なんですけれども駄目でした。介助者がいないと駄目だっていうので。

で、もう夜ですし、他のホテルを探すことも当然不可能な状況なので、いろいろホテル側と話をすると分かったことは、以前そのホテルに障害者が泊まったと。そうすると、介助を求められたそうなんです。なので、あれをしてくれ、これをしてくれという、ホテルの職員に対して、それによってホテルは、勘弁してくれと、もう無理ですと、そんなのはっていう、これは明らかに障害者側が求める合理的配慮ではないですよね。でするので、その辺りをホテル側が恐れて、今回も。

だからといって、今回拒否することを正当化する理由にはなりません、障害者側も学ぶべきこととか、差別解消法ができて、障害者自身もこの伝え方と、あとは対話の方法ですよね。先ほど出てきましたけれども、パンフレットにも、対話の仕方っていうのはやはりこちら側、障害者側も学んでいく必要があるのかなというところを感じました。だからといって、今回のこのジャパントクシーの件も正当化できるかっていうと、そこはまた違うかと思うんですけれども、その視点も大事なかなと思いました。

企業側からすれば手間だと思うんですよね。でも誤解を恐れずに言うと、合理的配慮ってイコール手間なんです。する側からすると、今までしなかったことをするわけですから、やっぱり手間なんですよね。でも、その手間をどう正当化するか。正当化っていうか再評価するかっていうことで、手間を掛けることが合理的配慮です、それを惜しむ時代ではないです。手間と思うのは自由ですけども、それを惜しまずに提供せざるを得ないというところが、今回来年4月1日から民間の合理的配慮が始まりますけれども、その辺りを共有していかないといけないのかなと思いつつ、事例を聞かせていただきました。

よろしいですか、1人でぺらぺらしゃべりました。他に何か、はい、Aさん、お願いします。

## ■A委員

タクシーの件、よく分かります。一度嫌な思いをすると二度と乗るもんかって、前もお話しさせていただきました。最近私は、ある個人タクシーの方は、とっても面倒くさそうに、1回目は「汚しませんか」って言われたから、「結構です。次のタクシーを待ちます」と申しあげました。で、それはその個人タクシーが来た時には乗らないって、ガイドさんに伝えるのを忘れていて、ガイドさんが、そのタクシーだったので、「盲導犬、いいですか」って聞いたら今度は、「犬アレルギーがあるから乗せません。駄目です」って断ったんですけど。「申し訳なかった。私、あのタクシーはこちらから乗車拒否させていただいているので、ごめんね、嫌な思いをさせて」ってガイドヘルパーさんには申しあげました。いつもそこで乗る時は、そのタクシーが来たら乗らないので、次の人に譲ってあげてくださいって申しあげてるんですけども、たまたまその次の人が車椅子の方だったんです。でも何の、その方は、サポートはもちろんしようもしないし、ガイドさんに表情を見てもらったら、面倒くさそうにしてみましたって言われたから、やっぱりなって思いながら。私でしたら拒否じゃなく、されるんじゃないかと、自分から拒否をさせていただいているってということ。

それから、やっぱり盲導犬を乗せていただくっていうところでは、すごく私のほうも気を使って乗せてます。前にも申しあげましたけれども、初めての方もいらっしゃるんで、盲導犬、どこでも入っていいよとか、それから飲食でも、公共交通機関とかいろいろあるんですけども、私、ユーザーの義務もあるということを知っててください。

例えば、健康管理をしなきゃいけない。それから行動管理をしなきゃいけないっていう義務がございます。電車に乗ってちょっとリードが緩くなってうろうろし始めていたら、それをユーザーにきちんと注意をしていただいて構わない。それも覚えておいていただければありがたいな。「ちょっとワンちゃん、うろうろしてますよ」とか「もうちょっとリードを短くもったほうがいいんじゃないですか」って言ってくださると「そうか」みたいに。それは決して私たちに対しての差別ではなく、私の方の義務なので、そういうふうみんなが、私もほんとに、役所ではキャンキャンほえてたかもしれませんが、なるべくほえないように犬のことも含めて、自分のやらなきゃいけない義務を果たした上で、多くの民間の事業者の方にはご理解いただけるように、話をしていきたいなっていうふうに思いました。やっぱり犬アレルギーとか言われちゃうともう絶対無理な話なので、そこはそこで上手にかわしていける大人になっていきたいなと思っております。以上です。感想だけでした。

#### ■谷内会長

ありがとうございます。

### (6) 令和5年度の主要事業について

#### ■事務局（障害福祉課）

では、よろしいでしょうか。では、最後です。6番に移りたいと思います。令和5年度の主要事業について、資料8、事務局からお願いします。

#### ■事務局

事務局の障害福祉課です。資料8、ご覧ください。令和5年度の主要事業についてということで、これまでの、今までの前年度までの自立支援協議会で報告させていただきました幾つかの事業について、進捗状況を最後にご報告させていただきます。資料8の1, 2, 3になります。1番が障害者総合計画の



策定ということで、今までも話題に出てきておりますけれども、令和5年度末、今年度の最後で現行の計画が終わりになりますので、新しい計画を今、こことは別に計画の策定委員会を設置して検討を進めております。一応法律上は障害関係で3つの計画を作るということが義務付けられておりまして、その3つを一体として障害者総合計画として、調布市では作っております。

計画策定に当たっては、昨年度自立支援協議会、こちらの協議会からワーキングなどの検討を踏まえ意見具申を頂いております。その内容も計画に反映させるべく進めております。また、今年度いっぱいまで検討がありますので、今年度のワーキングの進捗状況などによって、前回計画改定の時も、追加の意見具申というものをいただいたりしたので、そういったことも、ちょっとまた考えていければというふうに思っております。

2番、お進みください。2番と3番はいずれも施設、新たな施設をつくるというお話でございます。2番が仮称国領7丁目障害者施設の開設準備としておりますが、今まで第2まなびやというような形でご報告させていただいていたものです。国領7丁目新たな建物を、これは土地所有のオーナーさんに建てていただいて、それを市が借りるという形なんですけれども、令和6年4月、もう来年4月に開設を目指して、今、建物を建てているところでございます。2階建ての建物で、1階部分を重症心身障害のある方、重度の肢体不自由と知的障害が重複する方のための通所施設として。2階を知的障害のある方のための就労移行支援、これは今もやっている、他でやっているものを移転するんですが、新たに自立訓練、生活訓練の事業も一緒に実施したいと考えております。

この生活訓練は、就労移行支援は企業に就労するための訓練を行うんですけれども、それよりももう少し手前ですね。最終的には就労を目指していきたいけど、その前にまだ課題が、生活上の課題が多い方とか、外に出ることが難しいとか、生活のリズムだとかいろいろなこと、人とのコミュニケーションだったりとかっていうところを、まず訓練する必要がある方に向けてのサービスを、新たに実施して、より広い方をカバーしていこうというものです。先ほどのノーフィットのワーキングでもお話がありました、引きこもりの方なども対象に、それから再就職、他の企業に就職したけど退職してしまったなど、そういう生活上の課題がいろいろある方を対象にしていくような事業を行うことを予定しております。

名称が今まで、第2まなびやというふうにご報告をしたものを、デイセンターまなびや国領、あと、就労移行支援のほうはワークライフカレッジすとかっていう名前を付けております。まだ仮称が付いておりまして、最終的には市が議会で条例を定めて決めることになるので、それまで仮称は付き続けるんですが、このような名前で今後進めていきたいと思っております。

3番、こちらの施設名で、調布基地跡地福祉施設ということで、こちらは西町になります。ここは調布市だけではなくて、三鷹、府中の3市と一緒に検討を進めていたところでございました。ここにある都有地で、こういう事業をやってくれる事業者を募集しますということをやっているものです。で、令和8年の1月、ちょっとまだ先になるんですが、このたびこの4月に、手を挙げてくださって、三市で選考し事業者が決まりましたので、そのご報告になります。

ここ、隣り合った敷地に2施設を同時に建てる、2つの建物が施設が建ちます。1つが、重症心身障害を対象とした方、ここは医療的ケアも含む方になります。生活介護、通所とショートステイです。調布市内にまだ重症心身障害の方のショートステイって、あまり数がないのでそういったところを担っていただきたいということで、選定事業者が、すいません、これ、誤字です。東京都の「都」は要らない、東京緑新会です。法人名でくるとピンとこない方も多いと思いますが、日野市にあります多摩療護園という、身体障害の方の入所施設を昔から運営していらっしゃる法人さんが、今回手を挙げていただき選定されました。

また重度知的障害がある方、ここも通所とショートステイです。ショートステイが今、市が設置しているなごみがありますが、どうしても稼働率が高くてなかなか利用できないという事情がありますので、こちらを増設をしたいということで、こちらはちょうふだぞうを運営している調布市社会福祉事業団が手を挙げていただき選定されております。

それから、この各法人がこれから建物を建てるために、国の補助金を申請したりするのにとてもまだ時間がかかりますので、令和8年の1月の開設予定になりますが、ようやく進み始めているというところでございます。こういったものを調布市が進めている事業ですということをご報告させていただきます。以上です。

#### ■谷内会長

ありがとうございます。新しい社会資源が増えていくということで、ありがとうございます。何か皆さまのほうからご質問ありますか、今の件について。

#### ■H委員

この主要事業についての障害者総合計画の策定について、現在打ち合わせをしているっていうことですが、でも。障害者計画のところ東京都の事例の中に、一応引きこもりについての案という形で事例が紹介されていて。引きこもりの方の中には、実は通院が必要な未病の方とかもいらっしゃるのどという形で、東京都のほうの一応事例紹介ではしていたんですが。ここを先日の障害者計画のところ、それならば調布市のほうでも、今後の議会の障害者計画のほうに入れたほうがいいんじゃないでしょうかというところをお話ししましたところ、現状では今のところは入っていない、今後考えていきますというお話でした。

そこで、先ほどのワーキングの「福祉にフィットしない方たちの次の選択肢を考えるワーキング」の中で、一応引きこもりについてもテーマになっているということであれば、やはり引きこもりって非常に幅が広いので、どういうタイプというかパターンがあって、それぞれの解決方法の施策とかも違いますので、ぜひこのワーキングで具体的に引きこもりの方たちの今後の対応についての課題を整理していただいて。一応この事業の障害福祉計画も総合支援法の対象ではありますがけれども、そのワーキングのところ整理していただいた課題を基に、総合支援法の範囲でどのように解決する施策を考えるか。あるいは東京都が考えている障害者計画の中に入っているのを、この障害者総合支援法の対象外ではあるけれども施策を検討するという、そこまでの課題の具体化および今後についての施策というのを、このワーキングのほうでぜひ検討していただきたいと思います。

#### ■谷内会長

ありがとうございます。ご意見として頂きましたので、ご検討いただければと思います、ワーキングのほうで。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上で予定していた議題は全て終わりになりましたので、関根さんのほうにマイクをお戻しいたします。よろしく申し上げます。

## 6 連絡事項

## ■事務局

皆さま、ありがとうございました。最後、事務局のほうからご連絡させていただきます。閉会の前に事務局から連絡事項のほうをお伝えさせていただきます。今日は時間の都合上、ご発言が難しかった方もいらっしゃるかと思いますので、もし何かご意見等ございましたら、メールだったりファクスなどでご連絡を頂ければと思います。一応期限として、8月の4日の金曜日を期限とさせていただきます。何かあればご連絡ください。

また、議題の中でご案内させていただきました運営委員会の件ですが、こちらも募集させていただきます。もしご協力いただける方がいらっしゃいましたら、こちらについても8月の4日金曜日までに、事務局のほうにご連絡を頂ければと思います。

これで本会自体は最後になりますが、次回、全体会は10月の19日木曜日、午前9時半から11時半の開催となりますのでご注意ください。場所はこちらではなく、調布市駅の近くにあります総合福祉センターとなります。また開催が近くなりましたら、ご連絡を改めてさせていただきます。

## 7 閉会

### ■事務局

以上をもちまして、第1回の調布市障害者地域自立支援協議会全体会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。